

議会広報

かりば

第121号
平成19年10月



島牧小学校学芸会

— 平成19年10月14日 —

おもな内容

► 第3回定例会

- 村長所信表明 3~4 ページ
- 議会構成 4 ページ
- 行政報告 4~5 ページ

審議した議案と内容 5 ページ

一般質問 5~17 ページ

意見書の提出 17~18 ページ

► 第3回臨時会 18 ページ

平成19年第3回村議会定例会

9月20日～26日

平成18年度各会計決算は
決算審査特別委員会を設置し審査を付託

第3回村議会定例会は9月20日に招集され、会期を9月27日までの8日間と決め、初日は8月に就任した藤澤新村長が所信表明を述べた後、任期満了に伴う常任委員会運営委員の選任を行い、平成18年度の各会計決算の認定は決算審査特別委員会を設置して審査を付託し、9月25日まで休会に入りました。

再開の9月26日は、4名の議員が村政に対する一般質問を行った後、議案7件、報告1件、意見案8件、閉会中の継続調査3件をそれぞれ可決・決定し、会期を1日残して閉会しました。

第3回村議会定例会出席状況

(開会 9月20日～26日)

村長の所信表明（全文）



所信表明を述べる藤澤新村長

本日、ここに第3回村議会定例会が開催されるにあたり、議員各位のご健勝をお喜び申し上げますとともに、日頃から村政の発展にご尽力いたしておりますこと、心よりの感謝とお礼を申し上げます。

私は、去る8月5日の村長選挙におきまして、議員の皆様をはじめ多くの村民の皆様からの温かいご支持をいただき、島牧村長に就任いたしました。このうえない光栄であり、その責務の重大さに改め

て身の引き締まる思いでありますとともに、島牧村発展のため、そして村民皆様のためには力ではありますが、決意も新たに全力で取り組む覚悟でいるところでございます。

ここに就任のご挨拶を申し上げますとともに、今後の村政運営に対する私の所信の一端を述べさせていただきます。

社会経済情勢をはじめ少子高齢化社会への対応、地方分権及び市町村合併問題への対応、三位一体改革による地方

ますとともに、島牧村発展のため、住民が抱える多くの問題にどう対処していくか、住民の願いをできる限り形にし、そのニーズに応えていくかが、今後の行政運営の大きな課題であり、私に与えられた使命であると思っております。

この様な現状にあって、これから進める村政運営についてでありますが、私は選挙戦のマニフェストとして次の五つの重点政策を発表しました。

1. 活力・活気あふれる“ふ

るさと島牧”をめざして！

活力と活気あふれる村づくりのためには、私たちの生活基盤がしっかりとていなければなりません。そのためには、足腰の強い第一次産業の育成を目指し村の基幹産業であります漁業・農業への基盤整備や地域資源を活用した地場特産品づくりなどへの積極的な推進をはかるとともに、村内における雇用と就労の安定化をめざし、商工業・建設業等の育成につとめ、様々な職業・

職種の可能性の追求に努め村の生活基盤の拡大をはかり、活力と活気があふれる村づくりに最大限努力いたします。また、団塊世代等に都会から地方への移住志向者がいることから、村内の休耕地・遊休地等の利活用とあわせた島牧への移住事業等の推進によう人口増加や遊休地等の有効活用などに努めます。

2. 健康で笑顔あふれる“ふるさと島牧”をめざして！

2. 健康で笑顔あふれる“ふ

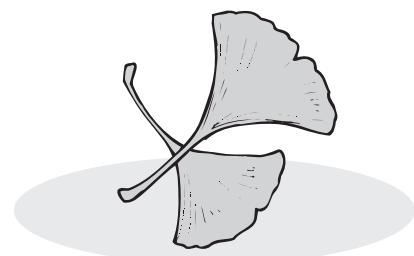
るさと島牧”をめざして！

村民皆様が毎日を健康で暮らすためには、適度な運動や食生活の改善など日々の健康診断等の保健活動が大切です。村内の高齢者が安心して暮らしていくためには、保健・医療と同じく福祉からの手当が必要不可欠であり、高齢者自らが満足度の高い自立した生活（QOL）を実感しながら日々を送れるよう、デイサービス（センター）事業、訪問介護（看護）事業、ホームヘルパー事業等の支援サー

3. 夢と希望あふれる“ふるさと島牧”をめざして！

3. 夢と希望あふれる“ふるさと島牧”をめざして！

子どもの健やかな成長を願う親の気持ちは、私たち大人が共有する願いであります。島牧の子どもたちに生きる力と人間力の向上を育むために、島牧村立の保育所・小学校・中学校が一貫した教育理念の下、発達段階に適応した子育て・教育をすすめるとともに、学校・家庭・地域の信赖関係づくりを促進し、関係機関が一体となつた教育環境の拡充に努めます。



か、今までとあまり変わりはないのかなというふうに正直申しまして感じました。

村長が冒頭にお話になられ
たように「村づくりは人づく
り一歩未だ進んでござ
りません」とおっしゃる

り」だと、まさしくそうだと
思いますし、ぜひ、これから
予算編成等様々な事業計画こ

れから作られていくと思うのですが、その中の中心に教育行政というものを据えるぐらいいの腹で臨んでいただきたいと思うのですけれども、そのへんのご決意だけお伺いしたいと思います。

員

1. 所信表明全般について

8月5日の村長選挙当選、おめでとうございます。

村のため、地域住民の生活安定のため村長として全身全霊を傾注し村政執行に当たって頂きたいとお願ひをする次第でございます。

なお、私は村長の提案する案件につきましては、真に住民のための方針であるのかどうか充分見極めまして是々非々で臨んでいきたいとこのように考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

さて、村長就任早々の、第3回村議会定例会の所信表明を拝聴しまニフェスト5項目について申し述べておられます。が、表現ほぼ前村長の執行方針を踏襲した内容と思われますが、表現が漠然としていて具体策が全く見えない事から5項目について、具体策を詳しくお聞かせいただきたいと思います。

藤澤村長（再答弁）予算編成の中心に教育をと
いうご意見でございますが、
ご承知のとおり行政全般に關
わっての予算編成となります。
どこだけというわけにはなか
ないかない状況もございま
す。

そういうことをご理解賜り、なるべく後退することのないような予算編成を新年度に向けては組んでまいりたいとは思いますので、ご理解お願いいたします。

議員

表現が漠然とし具体的策が見えないとご指摘でござりますが、民意の賛否を問わざるを得ない具体的な政策問題等が特別にあるとは思われない状況の中での政策マニフェストでございましたので、先ほど申し上げましたとおり村政運営に関わります総論の方針を述べておりますご理解願います。

なた 前任者からは 見直しを要する事項・将来企画あ

るいは検討すべき事項として、46項目の事務事業を引き継ぎいたしました。これらの課題につきましては、所信表明で述べましたとおり、政策マニフェストとの整合性及び行政の安定と継続を原則として判断し、今後におきまして具体的にお示しして参りますのでご理解お願い申し上げます。

ニフェーストにつきましては、
私の目指す村政運営の方針を
お示ししたものであり、当然、
これから私の村政執行にあ
たっての基本的考え方の基礎
となりますことから、所信表
明に掲げさせていただいたと
ころでございます。

濱野議員（再質問）

うことで、今後前任者との整合性をもって対応すると、概ねそういう答弁でございますけれども、これは私ずつと項目詳しく検証させてもらいました。

まず2項目めの「健康で笑顔あふれるふるさと島牧をめざして」、この中に高齢者自らが満足度の高い自立した生活、クオリティオブライフ、これを掲げてございますけれども、これは少なくとも高齢者だけに限ったものではございません。少なくとも今後高齢化がどんどん進む、その予備軍としてのクオリティオブライフ、これらが非常に重要な問題でございます。

したがいまして、これらについても村政の目のあたるようなそういう政策をしていただきたいなというふうに思います。たぶん村長は、このクオリティオブライフ、これは医療の部分で捉えているというふうに私は前段の語句からいって捉えたんでございますけれども、ただ単にそんな狭い視野じゃないとというようなことを一つご認識いただきたいと、このようにお願ひをす

したかいまして、これらは
ついても村政の目のあたるよ
うなそういう政策をしていた
だきたいなというふうに思
います。たぶん村長は、このク
オリティオブライフ、これは
医療の部分で捉えているとい
うふうに私は前段の語句から
いって捉えたんでございます
けれども、ただ単にそんな狭
い視野じゃないとというような
ことを一つご認識いただきた

いと、このようにお願ひをす
るところでござります。

また、5項目ございます中の4項目めでございますけれども、人命に関わる重要な問題だというようなことは、これは取りも直さず、救急医療体制の充実・向上、これを指しているわけでございますけれども、要するに本村における

る地理的条件の格差がさらには解消されるよう近隣自治体と医療機関や高度医療機関との積極的な協議・調整になお一層努力します、これは既に、こういった方法はここに定義づけられているものというふうに理解をしてございます。それは少なくとも、そういう部分は過去に議員協議会で協議がなされてございます。それと、今まさに村民が不安に思っている村内の診療所より診察を受けることが出来ないというような、そういう誤った考えがござりますけれども、それはそうじやないと。少なくとも、重篤で島牧診療所に搬送出来ない患者は近隣町村の診療所、病院に搬送することは今も出来る。この事実だけはまだ生きておりま

ゆえに今年の2月に東部地区の患者が脳内出血で、家族

藤澤村長の所信表明全般につきましての質問でございますが、私の選挙公約、いわゆる政策マ

のご質問でございますが、私の選挙公約、いわゆる政策マ

濱野議員（再質問）

いと、このようにお願ひをす
るところでござります。

ゆえに今年の2月に東部地区の患者が脳内出血で、家族

(7)

な方向を示されているのかどうか。少なくとも、いわゆる村医との相談の中でその方向性を持つ、新たな方向性を持つと言ふのであればこれは別です。しかしながら、そういうふうにも取られないような状況でございます。

これらについて、ただ単に村民の機嫌取りじゃなく、出来るものは出来る、出来ないものは出来ない、そして近隣町村でもこういう不便を感じながら救急に対応している町村もある。そのぐらいの、やはり住民に対して今後説明をしていく、そして理解を得る、そういう責任はあるのではないか。これらについてご答弁を願いたいと思います。

藤澤村長（再々答弁）
まず何点かに分かれてござりますが、私の基本的な考え方でございますが、救急隊員が現場で混乱することのないように。私もそのとおりだと思います。救急隊員が現場で混乱するような体制というのは、やはり好ましくないといふふうに認識しております。

私が先ほど申し上げましたのは、あくまでも地理的条件を進めていくにあたって、村医との充分な相談の上で、村

という問題であって、その患者さん個々の病状なり状態なりに応じての判断ということではなく、あくまでも要請発生のあつた地理的場所からの近い最寄りの医療機関、ここですと村診療所、もしくは寿都の診療所なりの医療機関になるかと思いますが、そこへ搬送する、そのような体制が果たして出来ないのかという点でございます。

また、掛かりつけ医が既に他町村にある場合、寿都もしちらのほうに搬送出来る体制にあるということございまして、そのへんにつきましては、掛かりつけ医さんと患者さんとの間での相互連絡もあるのかなというふうに思いますが。可能な限り日常の医療につきましても地元の診療所を活用していただければあります。かかりつけ医さんがいる場合、従来どおりそのようにさせていただくと。

問題はこういう私の考え方でござりますが、何がたいなとは思いますが、何らかの事情によって他町村にあります。可能なかぎり日常の医療につきましても地元の診療所を活用していただければあります。かかりつけ医さんがいる場合、従来どおりそのようにさせていただくと。

医のご意見もお聞きしながら、という部分でございますが、これは私もそのように認識しております。

当然、村医であります診療所所長と充分協議しながらこられるの問題にはあたっていきます。

村財政が非常に厳しい時期に副村長を置くと言ふことは、進めてきた行革が後退することだと思いますが、村長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

2. 副村長の設置について
4年前、前村長就任時から行財政改革の一環として助役を置かず、部長制で対応して参りましたその結果、年間で約150万、1期4年間で約600万の人員費の削減をすることが出来ました。

副村長が非常に厳しい時期に副村長を置くと言ふことは、進めてきた行革が後退することだと思いますが、村長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

藤澤村長

副村長の設置につきましてのご質問でございますが、所信表明でも申し上げましたと

副村長は、その職責の重要な村民に開かれた村づくりを進めための村政執行体制に必要であると判断したところでございます。

そのためには自己決定と自己責任、そして説明責任を果たしていくことが極めて重要であり、村政執行全般における責任と権限のある補佐役が私は必要であると考えております。

副村長は、その職責の重要な村民に開かれた村づくりを進めための村政執行体制に必要であると判断したところでございます。

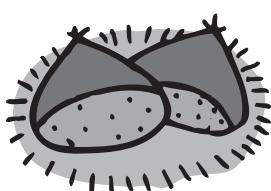
藤澤村長

前村長が助役を置かないことにより人件費を削減されたことは評価いたしますが、地

方公共団体を取り巻く環境の変化等から、法改正により助役に代わって新たな機能を追加し置かれることになった村長を補佐する機関としての副

長を置くことが、私の考え

所信表明にも述べられておりますけれども、自己決定、自己責任に基づく、これは今藤澤村長が新たになられたから急に発生したものではございません。これ、行政のトップとして当然のことであり、これは堅持すべきだと私は思



(9)

います。

ただ、言つてみればそれでつがなくこの4年間やつた村政執行に、特別な何か不手際あつたのでしょうか。

私はそうは思いません。少なくとも自己責任、自己決定、これをそのまま踏襲しても、私は村長の自己責任、自己決定と、これで私は十分だと思います。

それと今、部長制敷いておられますけれども、この部長制で何がいけないのか。それと少なくとも候補に挙がつていらる方はまだ一般職でいきますと一期を優に超えるほどの、この職員として在籍出来る期間も残っているわけでござります。当然、副村長を置くことによつてのビーバイデーは1年後になるか、あるいは2年後になるかはわかりませんけれども、当然求められる時期がくる。その機会は必ずあります。そういう中で、どうもビーバイデーが出ない。そういった場合にどのような対応をなされるつもりなのか、これ2点目です。

それと少なくともこの人事案件、今日2件ありますけれども、これは議運に通つてい

るのでしょうか。過去に人権擁護委員の推選がございました。

この人権擁護委員を却下した経緯もございます。十分議論に議論を重ねた上で、その上でこういう体制になつておられるのでしようか。

それと今、部長制敷いておられますけれども、この部長制で何がいけないのか。それと少なくとも候補に挙がつていらる方はまだ一般職でいきますと一期を優に超えるほどの、この職員として在籍出来る期間も残っているわけでござります。当然、副村長を置くことによつてのビーバイデーは1年後になるか、あるいは2年後になるかはわかりませんけれども、当然求められる時期がくる。その機会は必ずあります。そういう中で、どうもビーバイデーが出ない。そういった場合にどのような対応をなされるつもりなのか、これ2点目です。

それと少なくともこの人事

かも一つの人事案件と言つたのに、二つ的人事案件が出てきていると。こういうような状況というのは私はいかがなものかと。

やはりこれから真の行革、

それらを進めるにあたつて従来のこの部長制を私は踏襲すべきであろうと。裏を返せば行政手腕がない。言われてもこれは過言でないよう、少なくとも今回、副村長を置くじやなくして、置かない条例を設定すればこれは置かなく

てもいい、法に触れない、そういう状況だと、そのぐらいの英断を持って村政執行にあたつていただきたかったなどたつて思つたところでござります。

以上、今申し上げましたことを対しての答弁をお願いしたいと思います。

私はあえてこういうことは得ない。

質問したくありません。指摘もしたくありません。しかしながら、やはり議運という立場、これは確かに議長の諮問機関である。けれども、この議運に課せられた使命というものは非常に大きい。それらも

今日の人事案件には、議運に氏名も公表されていない。し

必要であるという判断をさせていただきました。そのこと

が私自身の行政手腕がないがゆえの結論であるとの厳しいものかと。

ご指摘でございますが、それにつきましては今後の副村長を置いて進めていく中でその成果も、いわゆる1年後、2年後という私の最終的な4年間の任期の中で、皆様にご理解していただけるかたちにならぬかと私は考えております。

また、この人事案件につきまして、議運への未提出の中での今回の議案提出であると

のご指摘でございますが、13日に開催されました議運につきましては人事案件2件をと
いうことで当日説明がなされ
ているというふうに認識しております。

また、私は議運を決して軽視するつもりはございません

が、議運に直接の選考者を、名前をかけて議運でその候補者の、過去においては却下すべきでないかとのご意見等も

ただこういった所信表明全般、そしてまたあなたのお考えになつておられる公開性と透明度、こういった部分、私非常に興味を持つてございます。

それは少なくとも今日、議会再開第一声に少なくとも村長の行政報告があつて然りであります。そういう案件が1件

決して軽視するものではございませんが、あくまでも議事内容の部分につきましては、

この議会の場での議論であつて、議運の中でそこまでの議論を行うというのはいかがなものかなという考えはござります。

そのようなことで、あえて名前は出さず行つたところでございますが、今後の人事案件につきましてはただ今のご意見も参考にさせていただきながら、その都度適時判断させていただきたいと思ひますので、ご理解お願いいたします。

濱野議員（再々質問）

これは提案する側は何が何でも通さなきやならんという、そんな思いもあるうと思いますので、あえてしつこくは食い下がるつもりはございません。

ただこういった所信表明全般、そしてまたあなたのお考

えになつておられる公開性と透明度、こういった部分、私非常に興味を持つてございます。

それは少なくとも今日、議会再開第一声に少なくとも村長の行政報告があつて然りであります。これは本来であります。これが1件

きやなうん村有財産、ドーザーの処分案件でございます。

これは少なくともこれが公文書と言えるのかというような文書が、この公募者の方に届いております。これ、漁協のほうの公文書見ました。今持つてございますけれども、島施設号、平成18年8月、日には入っておりません。島牧村長、藤澤克。もうひとつ方のこの案内文書がいったのは平成19年8月4日、藤澤克。こういうような公文書が、この応札業者に届いている。こんなことってありますか。そのために昨日の入札執行を中止したと。そんな馬鹿げたことってあるのですか。常識で考えられないことですよ。これはただ単に村内だけじゃありません。北海道キャタピラーミ三菱にも、そういうような間違いで届いています。

の 中で、係が起案し、課長が検証し、総務課長が検証し、部長が検証し、最終決定は村長あなたでしょう。それを各検証者はきっちと検証したのですか。そして村長がその決裁判を押して出したのですか。

就任早々、こういう軸先を
折られるような、そういう船
出はさせたくなかったです。
しかしながら、やはりこう
いう透明性、こういうものを
高めるためにも行政報告の一
つもすべきじゃなかつたのか
なというふうに思います。

のためには昨日の入林執行を中心としたと。そんな馬鹿げたことってあるのですか。常識で考えられないことですよ。これはただ単に村内だけじゃありません。北海道キヤタピラーや三菱にも、そういうような間違いで届いています。

お願意を申し上げ、副村長設置についての一般質問終らせていただきます。

公開性、透明性ということから言いますと、本来この2

日目の日程で行政報告すべきでなかつたのかとのご指摘、改めて反省させていただきまます。2日目の議会日程ではあまりそのような慣例がなかつたもので、私も対応が非常に適正に欠いていたのかなと深く反省しているところでございます。また、併せてそのようなことが起きたこと、なぜそのような結果になつたのか、当然最終的には私が決裁し、発出された文書でございますので私に大きな責任はございます。しかしそのよきことが起きた原因等も追究し、今後このよきなことが起きないよう厳しく職員指導も図つてまいりたいというふうに考えております。

3. 濱野議 休館中の漁り火温泉について

休館中の漁り火温泉についてでございます。
村の行財政改革のからみで自営を廃止し、第三者を対象に
公募した結果、3者からの申し込みがありヒアリングの結果
村の示す通年稼動の条件に一番近い業者と平成17年6月21日
に施設等賃借契約を結び現在に至っております。

しかししながら、開館時期は、平成17年1月1日から、平成17年1月14日までの6ヶ月間だけで現在も休館しておりますが、今後の再開見通し並びに今後の村としての対応等お聞かせ願いたいと思います。

経費の増高を指し、運営が困難になったことを理由に休館の申し出があり、平成18年1月15日から休館を認めておりまして、前任者からは休館に至るまでの経緯を踏まえ、今後の方向性を見出すよう引き継ぎを受けております。

なお、今後の対応策につきましては、本事案の詳細についての精査及び借受事業者からの申し出による休館状態に残念であると憂慮しているところでございます。

温泉源の温度低下への対応等のため多額の財政負担が生じたことから、村直営の漁り火温泉を廃止することを平成14年当時提案し、施設を休止状態にしておりましたが、低迷する観光産業への貢献、あるいは福祉施策の一環として、民間活力の導入による再開の

濱野議員（再質問）

これらを網羅した考え方の中で何とか再開をというようなことで、3者の業者とヒアリングの結果、このような形になつたというふうな、その経緯は重々承知しております。

施設再開までの経費でございますけれども、漁り火温泉のボイラーチューブ修理工事といふことで、当初35万7千、これだけの予算で走つたわけでございます。作業後、故障部が発見されまして、その故障部は機械設備の工事160万、漁り火温泉の暖房用ポンプの他修繕で22万4千、その他修繕費で13万7千、締めて231万8千円、これだけの要するに補正を組んで村が対応した経緯がござります。

しかしながら、僅か6カ月間で今申されますように燃料の高騰等の事情がございました。それはそれで結構だと思うのです。ただそういう中で再開の目処の立たないままに現在に至つているというようなことは、この間、少なくとも3回、18年4月4日、18年5月23日、18年12月29日、これらの業者と面談をして今後の対策を練つてございます。その中では当初思つた油の高

騰分、これらの分をまず村が補填してくれないかというような、ほとんどがその案件と私は認識しております。

そういう中で、契約書を見ましてもそういうことは一項目も書いていないというようなことで、たぶん前任者はそういうことで、たぶん前任者はなかったというように認識は査した中で、その要望に応じなかつたというように認識はしてございます。

しかし、18年12月29日、話合いの結果、要望に対する村の回答がない限り面談はしない旨の回答があつたというふうに記述されてございます。

少なくとも、やはりそういうふうにして経営が成り立たない状況下で、しかも燃料の高騰分を村におんぶさせる。その思いはわかります、気持ちもわかります。しかしながら、そういうことを無下にそれは要求すべきことであるのかどうか。それで合わなかつたら契約を解除するなり、そろそくが本当でないかなとうすくが本当でないかなとうふうに思います。

それと賃貸料の免除、年間24万。この部分の閉館後の免除。これは理事者が決定したことございますので、これはいたしかたないのかなとうふうに思いますけれども、ただ少なくとも、この貸借契約を結んだ業者、これらは議会に籍を置いている方の家族の会社であると。

そういうようなことを鑑みますと、村民から見れば議員であつたらそのようなことをやつてもいいのかと、そういうような疑義が生ずる、そ

うふうになつてございます。

しかし、この安全点検結果を報告してあるのでしょうかどうか。これは少なくとも、ふた冬経過してございます。そうなりますと、完全に水抜きしたとは言うものの、前回が停止した時にこれだけの大きな金がかかっている。今後再開にするにあたって、これまでのものがまた同じような経費としてかかるのじゃなか、その責任は誰が負うものなのか。この契約書上でいけば借り側がこの経費負担をすることになつていますけれども、非常に大きな額です。

そういう部分。

それと賃貸料の免除、年間24万。この部分の閉館後の免除。これは理事者が決定したことございますので、これはいたしかたないのかなとうふうに思いますけれども、前売券が発行されると、要するに回数券でございます。私、今ここに持つて少なくとも、やはり休館するなら休館する、そして止めることでもあります。それでも、前売券が発行されると、要するに回数券でございます。私は、今ここに持つていますけれども、他にどれだけましたけれども、他にどれだけのものが出ているかこれは承知しておりません。しかも、この前売券ですけれども、17年12月20日に発行しているも

いう思いはします。これはたぶん、議員の中ではこういう話をするとということはタブーかもしれません。だからこそ、少なくとも、やはりこういったことの一つ一つ、議員自らが身を律するというような、そういう観点から考えますと、今までこの間、私議長を務めさせていただきましたけれども、誰一人としてそういう部分に触れた方はございません。やはりそういうことをきちんと、今後村として指導・助言をし、誰が見てもなるほどと村民が理解の出来るようなど、そういう指導をしていただきたいなというふうに思います。

それともう一つ。これはあえてプライバシーに関わる問題でもあろうと思ひますけれども、前売券が発行されると、要するに回数券でございます。私は、今ここに持つて少なくとも、やはり休館するなら休館する、そして止めることでもあります。それでも、前売券が発行されると、要するに回数券でございます。私は、今ここに持つていますけれども、25枚綴、これは1万円で。私は2部買いましたけれども、他にどれだけましたけれども、他にどれだけの解決、これは急務ではないかと私は思うのですけれども、それらについての村長の考え方をいただきたいと思います。

したがつてそういう部分の解決、これは急務ではないかと私は思うのですけれども、それらについての村長の考え方をいただきたいと思います。

藤澤村長（再答弁）特に回数券の問題等、実際にまだそのような問題が山積しているとのご指摘、いざれ

にしましても先ほど申し上げましたとおり、ただ今質問者からありました様々な問題等含めまして詳細を精査し、また借受事業者等の意向等も確認のうえ示してまいりたいと思いますので、よろしくご理解お願いいたします。

濱野議員（再々質問）

少なくとも一般質問の通告書、これは金曜日に届いています。少なくともこのへんまで担当課長、あるいは部長、これらとの協議は一切なされていないのでしょうか。今の答弁を聞きますと、今これからその問題に取りかかる。前任者からのそういう引継ぎもあつたことを今申し上げておりますけれども、まったく何か逃げの答弁としか私には聞こえません。

ればいいというような、そのような私は捉え方をしております。

したがって、やはり一般質問については事前に配付し、そしてまた事前に理事者の元にも届いている、そういうふうにして私は理解をしておりまします。少なくとももう少し

核心に触れた部分での答弁をお願いしたかったなと。それと加えて、今単に村長は前売券のことより言つていませんけれども、この後の再開に向けて、あるいは施設の修繕費これら部分、誰がどう責任取るかということにまつたく

意見の食い違い等もあるのかなという思いもあり、あくまでも借受業者との話し合いをきちんと済ましてからでないと全ではなかなかお示しすることができますが、私も最終的な判断を下すことが非常に難しいなどいふうに考えております。

いずれにしましても、ご質問者の指摘されました契約条項に基づく部分の、今後どうしていくのかという問題につきましては、契約条項を再度吟味し、また、双方話し合い協議の下で進めるという条項もござります。また、このような結果に至った経緯の中での何か瑕疵的なものもないのか、その部分がいわゆる仮に返還するとなつた場合、その返還時に對する経費負担責任とい

うな状況を引き継いでおりまます。そういったことから早急に借受業者との話し合いというものを持たなければならぬというものは私も認識しているところでございます。この日までに全ての結論を出して臨めれば一番良かったのかも知れませんが、非常に双方の意見の食い違い等もあるのかなという思いもあり、あくまでも借受業者との話し合いをきちんと済ましてからでないと全ではなかなかお示しすることができ、私も最終的な判断を下すことが非常に難しいなどいふうに考えております。

決してその場凌ぎという考え方ではありませんことをございます。

瀬戸川議員

1. 村長の所信表明について

このたび村長の所信表明を拝聴させていただいた中で、3点について質問させていただきたいと思います。

まず第1点に、所信表明の2番目に、「保健・福祉・医療の連携体制を強固なものとし、新たな発想による地域包括医療の推進に努力する。」とありますが、新たな発想による地域包括医療とは具体的にどのような事を念頭に入れているのかお伺いいたします。

第2点目に所信表明の3番目でございますけれども、「島牧の子供たちに生きる力と人間力の向上を育むために、島牧村立の保育所・小学校・中学校が一貫した教育理念の下に、子育て教育を進める。」とありますが、保育所から中学校までの一貫した理念とは、どんなものなのかをお伺いします。

3点目の所信表明でありますけれども、4番目に安全・安心な地域を築くためには、と述べる中で「いつ発生するか分からない災害や犯罪等に対する防災・防犯運動を推進し住民意識の啓発・啓蒙活動に努める。」とありますが、どのような運動を今後推進していくお考えなのかお伺いをします。また、村長はこの中で「啓蒙」と言う言葉を使つておりますが、「啓蒙」という言葉の意味合いを村長自身どのようにいたしておりますのか併せてお伺いをしたいと思います。

先ほども最初に申し上げたとおりでございますが、前理事者と借受業者との間の話合

を入れ業者、これらと十分協議をなされていないように今思っていますけれども。

ただ今日のこの時間を過ぎ

理解いただきたいと思思います。

濱野議員（要望）

そういうことで慎重に物事を進めていかなければならぬという思いで、今後それらを詰めた上で皆様に示していきたいというふうに答弁させていただいたところでございます。この行をさせていただいたところでお伺いします。

瀬戸川議員

第1点目の新たな発想による地域包括医療についてのご質問ですが、ご質問者もご承認のことになるのかなと思います。

濱野議員（要望）

理解いただきたいと思

特別委員会におきまして島牧村地域包括医療体制整備計画が既に提示されております。私としては、この計画を推進するにあたり、地域包括医療事業者であります村の基本体制としまして、地域の実情を村民側の視点に立つて常に検証しながら、保健・医療・福祉・介護サービス等が一体となり、地域における包括的な医療・ケア体制を構築し、実践していくことが必要であり、その計画・実践・検証の繰り返しの中から新たな発想が生まれ、新たな実践が行われていくという発展的取組が大切であると考えております。

例えば、本計画におきましても課題となっております特定健診・特定保健指導・介護予防計画作成等の実施にあたっては、法改正等に伴う義務的事業・業務としての位置づけから、保健・医療・福祉・介護それぞれの業務部門が村民の生活・人生の質いわゆるクオリティオブライフ、QOLをいかに高めていくかとの共通の観点に立ち、各部門が一体となつた取組を模索することにより、本村独自の業務体制を創設していくことも可能ではないかと考えるところで

保健・福祉・介護制度の改
変著しい時であるがゆえに、
本村の地域性に見合った地域
包括医療の在り方を既成概念
や既存体制にこだわることな
く追究していくことが大切で
はないかと考えておりますの
でご理解願います。

第2点目の保育所から中学
校までの一貫した教育理念に
についてのご質問ですが、私が
考えております教育理念につ
きましては、「人間としての
成長を培い、ふるさと意識を
育む学習の在り方」と述べさ
せていただきます。

昔から、子どもたちへの学
校教育は「智育・德育・体育」
と言われてきました。

最近では、子どもたちに確
かな学力、豊かな心、健やか
な体を育て、生きる力を培う
ことが学校教育の課題とされ
ており、私も前任の教育長時
代に学校教育の重点課題に位
置づけ学校教育の推進に努め
てまいりました。また、教育
長時代 6年間の教育行政執行
方針の「おわりに」で必ず、
前文省略させていただきます
が、『次代を担う子どもの育
成が、明日の豊かな地域づく
りの第一歩と考えております。
子どもたちの未来を信じるが

ゆえに、今の私たちの生きがいがあると考えます。子どもたちに、「生きる力」を「未來の希望」を持たせることが自らに課せられた責務である。後段も略させていただきますと述べさせていただきましたことは、村長としての立場になつてもなんら変わること無く認識しております。

ご承知のとおり保育所と学校とは、その機能が異なる機関であり、小学校と中学校もそれぞれに独立した教育機関であります。しかしながら、子どもたちとの関わりとして、は同じではないかと考えます。一貫した教育理念の下に、それぞれの機関における許容範囲内の学習方法で、子どもたちの発達段階に見合った学習を展開していくことが大切であると考えておりますのでご理解賜ります。

第3点目の防災・防犯運動の推進につきましてのご質問であります、防災・防犯運動につきましては、既に村及び各種機関・団体におきまして様々な運動が展開されております。これらの運動をより一層推進していく意味合いとして表現させていただきまつたので、特別に新たな運動を展開すると言う訳ではござい

災害や犯罪への備えと申しますか、危機意識を持つことではないかと考えております。従来からの防災・防犯運動が形骸化することなく安心安全な生活が送れますよう取組んでまいりますのでご理解願います。

最後に、「啓蒙」という言葉につきましてのご質問でございますが、住民の皆様が既に認知されております防災・防犯につきましての知識や意識を喚起・啓発していく啓発活動と防災・防犯に関する新たな知識や考え方を教え導いていく活動の意味合いとしての啓蒙活動と併せて、啓発・啓蒙活動と表現させていただきましたのでご理解願います。

また、それは確かに一番大事なことではあるのですけれども、それぞれの担当部署の役割その他の煩雑になり、あるいは時として競合していく可能性というものが出てくるのではないかという、そういうことを懸念しておるわけなのですけれども、そのへんについて答弁を願いたいと思います。

また、2点目の質問でござりますけれども、教育理念とすることで今村長のほうから教育については「智育・德育・教育」と、この3点を挙げて、そうしてその中で一貫した教育というものを進めていくと。また、保育所・小学校・中学校以下それぞれ独立した教育機関であるということをお話になりました。そんな中で私は教育理念というものは、わざり易く言いますと、子供達をどのように育み、人間として成長させていくかということにに対する一つの私はスローガンだと思っておるのです。そのスローガンは決して一貫したものであってはならないというふうに言うかも知れませんけれども、私は決して一貫した人は一貫したものでいいとしたものであってはならない

のではないかなと思います。
それはなぜなら、保育園児には保育園児のスローガン並びに教育理念というものがあるて然るべきだし、また小学生・中学生にはそれぞれの小学生なりの、中学生なりのスローガン並びに教育理念、つまり学ぶべき方向性というものがそれぞれ違うわけでありますから、そのへんを考えた時に一貫した教育理念の下にということについて、私はちょっとそのへん疑問を抱くところでございます。その点について再度お伺いをしたいと思います。

3点目について防災等の運動について積極的に推進し住民意識の啓発・啓蒙活動に努めるということをございますけれども、災害や犯罪などに対する防災・防犯運動というものは、これは当然の如く自治体と、島牧村で言うと村民が心を一つにして、また一致協力して対等、平等の精神の下に、共に努めていかねばならないものであろうかと思つております。

したがつて、この運動推進のためには村民にわかり易い対応、あるいは対策というものを講じていく必要があるのではないかと思うのです

が、その点も含めて再度お伺いをしたいと思います。

最後に、今「啓蒙」という

も、そのへんのところ併せて
お伺いをしたいと思うことで
ございます。

本にありますので、理論的にはそのように考えても現場での動きとして、実態としてビ

島牧村は子供達に当然行うべき義務的な部分と、もう一つ、うちの村の特色として何を持

ございましたけれども、少なくともこの「啓蒙」という言葉は、もちろん村長ご存知かと思いますけれども、これは無知蒙昧という言葉が前段で付くということをまず知っていただきたいと。無知蒙昧な者に対して、言うならば、上へ向けて二三のござる

うことはございません。私はち
とそのへん疑問を抱くところ
でございます。その点につい
て再度お伺いをしたいと思
います。

3点目にについて防災等の運動について積極的に推進し住民意識の啓発・啓蒙活動に努めるというところでございますけれども、災害や犯罪などに対する防災・防犯運動というものは、これは当然の如く自治体と、島牧村で言うと村民が心を一つにして、また一致協力して対等、平等の精神の下に、共に努めていかねばならないものであろうかと思つ

「村民との対話による開かれたりづくりを進めてまいります。」と、こう述べておるわけでございますけれども、村民との対話によるということは、村民と膝突き合わせてということです。」と、こう述べておるわけでございますけれども、村民との対話によるということは、同じ目線で同じ立場で村民の意見を聞く中で、そして事を進めていくというその言葉と、この「啓蒙」という意味合いからしますと言つてはいることと、述べていることが相反するのではないかなうと。私はこの「啓蒙」という言葉に非常に敏感に、この言葉を受け止めたのですけれど

意識を持ち、それらを改善していくかということがこれから的是な問題になるかと思います。しかし、そのことを起り得ることとして計画を作り、そのことが逆に一番それぞれの部門が完全に重なった部分、その部分をいかに緊急度合いの高いものとして捉えていくかという考え方も含めて計画化されております。その部分が非常に重点的で、そこに向けての体制作りということが、あくまでも其の心配の部分、そのとおりかなというふうには思います。しかし、そのことを起り得ることとして計画を作り、そのことが逆に一番それぞれの部門が完全に重なった部分、その部分をいかに緊急度合いの高いものとして捉えていくかという考え方も含めて計画化されております。その部分が非常に重點的な問題になるかと思いますが、そこに向けての体制作りということが、あくまでも其

は好ましくないのではないかと、ご指摘でございますが、私としては先ほど申し上げました「知育・德育・体育」と昔から言われてきている部分、これにつきましては、いわゆる学校教育としての制度の中できちんと進められていくものと、いうふうに認識しております。そういう意味では学校教育そのものは学校教育法に基づいておりますが、島牧村においては、やはりそれぞれの地域による特色ある教育とよく言われますが、島牧村においては

ましたが、当然のことながら人間成長を願っていくことは大切であり、また自分達の暮らしている地域を想う心といふのは私は大変大切なことではないかなというふうに認識しております。

そういうことで、いわばるそれぞれの機関がそういう想いを一つにしながら子供達に接していくことは大変大切なことではないかと、そういう想いでの一貫した教育理念という表現をさせていただきましたのでご理解いただきたいと思います。

それから防災・防犯運動、これにつきましてはもつと

も、そのへんのところ併せてお伺いをしたいと思うことがあります。藤澤村長（再答弁）まず1点目の、いわゆるそれぞれの部署の業務等が煩雑になり、また役割が競合化していくのではないかというご心配かと思いますが、これは先ほど述べました本村の地域包括医療体制整備計画の中 자체で当然競合化していくのだとか、役割も重複化していく部分というものがあるという前提の下で作られておりますので、そのところを具体的に現場でそれぞれの職員がどう

本にありますので、理論的に
はそのように考へても現場で
の動きとして、実態としてじ
うなのだというご心配十分わ
かりますが、それが逆に言え
ば大きな課題としてこれか
取り組んでいかなければなこ
ないと考へておりますので、
ご理解お願ひいたします。

次に教育理念の問題でござ
いますが、理念というのは一
貫して持つべきではないので
はないか、また、一つのスロー
ガンとしてのものであつて、
それぞれの教育機関なり、そ
れぞの機関等で持つべき事
題で必ずしも統一化すること

島牧村は子供達に当然行うべき義務的な部分と、もう一つうちの村の特色として何を持っていくのか、そこにいわゆる一貫性のある一貫教育といふものがあつて然るべきでないかと。その中には、島牧村におけるそういう教育理念というものを皆が持ち合わせて行って、取り組んでいくということが私は大切でないかなと思っております。

本にありますので、理論的に
はそのように考へても現場で
の動きとして、実態としてどう
うなのだというご心配十分わ
かりますが、それが逆に言え
ば大きな課題としてこれかこ
取り組んでいかなければな
ないと考へておりますので、
ご理解お願いいたします。

次に教育理念の問題でござ
いますが、理念というのは一
貫して持つべきではないので
はないか、また、一つのスロ
ーガンとしてのものであって、
それぞれの教育機関なり、そ
れぞの機関等で持つべき問
題で必ずしも統一化すること
は好ましくないのではないか
とのご指摘でございますが、
そういうご意見もあるのかな
と存思いますが、私としまして
は先ほど申し上げました「知
育・德育・体育」と昔から言
われてきている部分、これこ
につきましては、いわゆる学
校教育としての制度の中でき
ちんと進められていくものと
いうふうに認識しております
そういった意味では学校教育
そのものは学校教育法に基づ
く基本的な部分がござります
そのことともう一つ大切なの
は、やはりそれぞの地域によ
る特色ある教育とよく言わ
れます、島牧村においては

島牧村は子供達に当然行き義務的な部分と、もう一つうちの村の特色として何を持っていくのか、そこにいわゆるものがあるて然るべきでないかと。その中には、島牧村におけるそういう教育理念といふものを皆が持ち合わせて行って、取り組んでいくということが私は大切でないかなと思っています。

先ほど申し上げました通り、教育理念の私の表現としては、いわゆる人間成長と、それからふるさと意識という二つを言わせていただきましたが、当然のことながら人間成長を願っていくことは大切であり、また自分達の暮らしている地域を想う心といふのは私は大変大切なことではないかなというふうに認識しております。

そういったことで、いわゆるそれぞれの機関がそういう想いを一つにしながら子供達に接していくことは大変大切なことではないかと、そういう想いでの一貫した教育理念という表現をさせていただきましたのでご理解いただきたいと思います。

民にわかり易い運動というのもあって然るべきでないのかと、そのほうがむしろ大切で言わせていただきました。私は決してそういう意図をもつておらず、その部分に通ずる部分かなと聞かさせていただきました。

これからまた色々な防災・防犯運動の機会というものがいろいろかと思いますが、その時にもそういうような関係団体等にもお願ひしながら、村自身が行うそのような事業にも工夫をしながら進めていかたいなというふうに考えましたのでご理解願います。

最後に「啓蒙」という言葉でございますが、「啓蒙」という言葉は使つております。そういう色んな先ほどご指摘あつたような部分もあるのかなと。その部分がいわゆる村民皆様との関係の中において、ちょっと相反する言葉としての表現になつてくるのではないかと厳しいご指摘でございましたが、私は決してそういう意図合いで用いたつもりはなく、あくまで「啓蒙活動」という言葉の方で述べさせていただきました。その考え方は、意味

合は先ほど答弁させていただきましたとおりでございました。

これは「啓蒙」という言葉だけを取り上げると、先ほどご質問者が指摘のような中身になるのかもしれませんが、「啓蒙活動」という言葉はけつこう広く世間でも使われている言葉というふうに私は理解しております。様々な環境で使われたり、様々なそういうような場面は日々目にすることがございます。また、啓蒙普及事業ですとかですね、そういうようなことでも使われる部分もあつたりしております。

また、今年度の村政執行方針にも「啓蒙活動」という言葉は使つております。そういうことでもう少し幅広い意味合いとしての捉え方で表現させていただきました。決してご質問者のご心配されたような意味合いを持って使つたわけではございませんが、もしそのように不快に感じられる方もいらっしゃるという反した場合の罰則規定はあります。死亡被害を防ぐためには設置義務化もやむを得ないものと感じております。

なぜならば必ずこの言葉を使つた時に、このことについて指摘されるという事が起きておるということを念頭に入れていただきたい。それはなぜ「啓蒙」という言葉に対して質問が飛ぶのかと言いますと、最初に私が述べたような無知蒙昧な者に対する上から下に向けたそういう働きかけなのだということが現前としてあるわけですから、他の団体が使つていてるから、またこの機関が使つていてるからと

のものもあって然るべきでないの

だけを取り上げると、先ほどご質問者が指摘のような中身になるのかもしれませんが、「啓蒙活動」という言葉はけつこう広く世間でも使われている言葉といふふうに私は理解しております。様々な環境で使われたり、様々なそういう

ことでもこれもまた共感出来ることでありますので、何とかその実践を是非していただきたい。

3点目に關しては、特に「啓蒙」という言葉について私ちよつとこだわるのでありますけれども、これは色んな各機関及び団体、また部署等において、この言葉はあまり使わないという傾向にあるのが現状

であります。

今後職員の意識の向上に向けて何とか努力していくつもりたいという願いと、また教育に関しては村長のおっしゃる、ふるさと意識を育てる

いうこともこれもまた共感出来る事でありますので、何とかその実践を是非していただきたい。

3点目に關しては、特に「啓蒙」という言葉について私ちよつとこだわるのでありますけれども、村全体としてはまだよく理解されていないと判断されども、これは色んな各機関及び団体、また部署等において、この言葉はあまり使わないという傾向にあるのが現状

であります。

消防島牧支署では文書で二度ほど周知運動をしておりますけれども、村全体としてはまだよく理解されていないと判断しております。設置しなければならないものであるならば村として基本的に村民の生命、財産を守るという第一の使命の立場から考えるに早期に全戸で設置するよう取り計らうべきと考えますけれども、村長のご見解をお伺いいたします。

これは「啓蒙」という言葉だけを取り上げると、先ほどご質問者が指摘のような中身になるのかもしれませんが、「啓蒙活動」という言葉はけつこう広く世間でも使われている言葉といふふうに私は理解しております。様々な環境で使われたり、様々なそういう

て、本村として、また村長として今後少なくとも色々な形で話をし、述べる機会がある

うかと思いますけれども、出でます。以上3点について

違った文言、言葉を使用して、そうして発揮していただきたいと、そう願うことでござります。以上3点について質問を終らせていただきたい

う言葉は今後、私は使用していただきたくないと思つてお

1. 火災警報器等の設置について 藤澤村長

長尾議員

平成16年10月27日公布の消防法により、新築では平成18年6月1日から、また既存住宅では平成23年6月1日より火災警報器等の設置が義務付けられたわけであります。

消防島牧支署では文書で二度ほど周知運動をしております。設置しなければならないものであるならば村として基本的に村民の生命、財産を守るという第一の使命の立場から考えるに早期に全戸で設置するよう取り計らうべきと考えますけれども、村長のご見解をお伺いいたします。

史上初めてのことであり、違

反した場合の罰則規定はあります。死亡被害を防ぐためには設置義務化もやむを得ないものと感じております。

警報器は、1個およそ3千円から1万3千円ぐらいでホーミセンターや電気製品取扱店で販売されており、取付けは

新築住宅の場合は平成18年6月1日から、既存住宅に関し

ても岩内・寿都地方消防組合

火災予防条例の改正により、

平成23年6月1日から適用さ

れることがあります。そこで、この規制するのは消防法

住宅を規制するのは消防法

ります。

違った文言、言葉を使用して、そうして発揮していただきたいと、そう願うことでござります。以上3点について質問を終らせていただきたい

うあります。以上3点について質問を終らせていただきたい

うあります。以上3点について質問を終らせていただきたい

る生活扶助基準の引き下げ、
級地再編、あるいは母子家庭
などに支給されている児童扶
養手当の大幅削減など、生活
保護、児童手当などの改正に
よる福祉切捨ての中止と改善
を求めるもの。

第3回 村議会臨時会

意見案第8号

季節労働者対策の強化を求める意見書

季節労働者冬期援護制度が
されたうえ、雇用保険法の特
例一時金の削減など、国の季
節労働者対策が後退している
ことから、北海道のきびしい
冬の自然条件と、季節労働者
の実態に即した実効ある季節
労働者対策の強化を求めるも
の。

▼議席の一部変更
議席の一部が変更されました。

濱野勝男議員
議席9番から2番に変更。

中田仁史議員
議席2番から9番に変更。

▼議会運営委員辞任の件
中田仁史議員から議会運営委員の辞任願が提出され、許可されました。

▼議会運営委員の選任
中田仁史議員の辞任に伴う後任の委員に高島紀彦議員が選出されました。

▼後志広域連合議員の選挙
連合議員を辞職された濱野勝男議員の後任に、中田仁史議員が選出されました。



(自 平成19年7月)
(至 平成19年10月)

(7 月)

3日～4日 北海道町村議会議員研修会（札幌市 全議員）
6日 南部後志環境衛生組合議会
（黒松内町 佐藤議員）
11日 後志管内町村議会議員パークゴルフ大会
（黒松内町 濱野議長他）
17日 例月出納検査

[8月]

5日 村長選挙投票日

23日 島牧製氷・冷蔵施設新設工事安全祈願祭
(伊藤副議長他)

24日 後志管内町村議会議員研修会
(春都町 伊藤副議長他)

[8 月]

- 6日 平成18年度各会計決算監査
7日 村敬老会（生活改善センター 中田議長他）
13日 議会運営委員会
19日 例月出納検査
20日 第3回村議会定例会
26日 第3回村議会定例会再開（2日目）
30日 中学校学校祭 （伊藤副議長）

(10 月)

- 5日 村納税表彰式 (伊藤副議長)
9日 議員協議会
14日 小学校学芸会 (中田議長他)
15日 例目出納検査

▽議会広報「かりば121号」をお届けします。

季節の変わり目の風邪は、ちょっとした油断から思わぬ重症になることが多いといわれます。体調管理には十分に注意しましょう。

▽議会での審議をより理解していくだくため、みなさんのお議会傍聴をお待ちしています。

ぜひご覧になつて、村の方針や議会活動に理解を深めていただきたいと思います。

▽夏後半の残暑が嘘のようなくらいも紅葉が始まり、初冠雪の便りも聞かれます。

冷え込みとなり、山では早く

の審議内容、一般質問等を中心
に編集しました。

本号では、9月20日から26日に開催された第3回定例会

編集を
おえて